

事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	治山事業（予防治山事業）																																						
地区名	きたしたらくんしたらちようつ くあざありこし 北設楽郡設楽町津具字蟻越																																						
事業箇所	きたしたらくんしたらちようつ くあざありこし 北設楽郡設楽町津具字蟻越 地内																																						
事業のあらまし	当該溪流には溪岸侵食による不安定土砂の堆積及び流出が見られ、山地災害の危険性が高い。このため、地元からの要望と荒廃現況を勘案して、治山ダム工8個を実施することにより山地災害を防止する。																																						
事業目標	【達成（主要）目標】 治山ダム工を設置し、荒廃溪流の保全を図る。 【副次目標】 —																																						
事業費	事業費		内訳																																				
	1. 2億円		■工事費	1. 2億円、□用補費		億円、□その他	億円																																
事業期間	採択予定年度	2021年度	着工予定年度	2022年度	完成予定年度	2025年度																																	
事業内容	治山ダム工8個																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では溪流の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れがある。地元からは治山事業による整備が強く望まれている。 また、「費用便益分析マニュアル」に基づき算定したB/Cは1.8で1.0を越えており、効果が期待できる。																																					
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・治山ダム工</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table>							2022	2023	2024	2025	合計	工種区分	調査・設計						工事	←			→		・治山ダム工	←			→		事業費（億円）		0.2	0.3	0.4	0.3	1.2
			2022	2023	2024	2025	合計																																
工種区分	調査・設計																																						
	工事	←			→																																		
	・治山ダム工	←			→																																		
事業費（億円）		0.2	0.3	0.4	0.3	1.2																																	
2) 地元の合意形成	地元区長を通じて所有者から要望が出されており、地元への説明を経て地元の了解が得られている。																																						
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 事業計画に無理はなく、地元の了解も得られているため、事業の実効性は期待出来る。																																					
III 対応方針																																							
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																						
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																							

■対象（事業完了後 5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

治山ダム工周辺の溪流の状況から事業効果を評価する。